

会 議 録

会議の名称	第14回 西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	16年12月20日(月) 19時00分から20時45分まで
開催場所	スポーツセンター会議室
出席者	渡邊一雄会長、松島宏職務代理者、能智功、柴山宜久、指田純、事務局 富所課長、井上係長、新井主査
議 題	1. スポーツ施設使用料について 2. その他
会議資料の名称	事前配付資料 資料43 使用料見直しに関する日程(案) 資料44 近隣10市使用料比較表 資料45 主な体育施設近隣10市順位表 資料46 各施設の現行使用料・原価計算積算一覧 前回会議録
記録方法	会議内容の要点記録
会 議 内 容	

会長：

第14回スポーツ振興審議会を開催する。

本日、伊藤委員、内田委員、蒲谷委員、田口委員欠席の連絡があったので報告する。

鶴田委員が12月1日逝去されスポーツ振興審議会委員一同として葬儀に生花を供えた旨報告する。

事務局：

配布資料の確認。資料43については、(案)を追加願いたい。

会長：

資料説明願いたい。

事務局

具体的資料説明の前にスポーツ施設の見直し理由について説明したい。この時期に何故見直しを検討しなければいけないかということは、新体育館が設置されることによりスポーツ施設の総合条例を制定したいと以前に説明させて頂いた。現在、それぞれの施設の設置条例に基づき管理運営がされ7つの条例が存在する。そのために条例・規則の構成に相違があるため合併後の1市2制度の是正が必要である。具体例をあげると総合体育館の使用区分が3区分である。これも4区分に是正する必要がある。減免・免除規定の統一。これについては、減免項目についても旧2市で若干差がある。これについても統一する必要がある。

新たに(仮称)西東京市体育館を開設するに(仮称)西東京市体育館条例を設定すると個別条例が8本存在することになる。そのような状況の必要性の中で市民に解り易い総合条例を準備している状況である。2点目は、指定管理者制度の移行である。スポーツ施設の管理運営については、旧田無地区は、教育委員会のスポーツ振興課で旧保谷地区は、文化・スポーツ財団が管理運営を行っている。市民に解りづらいものになっている。地域の均衡あるスポーツ事業を推進するためにスポーツ施設の統一的な管理運営を行う必要性から自治法の改正による指定管理者制度を直営で行っているものと文化・スポーツ財団に移管しているものを含めて統一的に行うことである。そのために総合条例で行うため現在準備をしているところである。庁内的に検討されている条例制定は17年6月市議会、指定管理者の承認は17年12月市議会を予定している。3点目については、(仮称)西東京市体育館の開設である。16年17年の2カ年の建設工事が竣工することによって開設準備を行い18年4月か5月に開設を予定している。(仮称)西東京市体育館は冷暖房設備を供えた体育館であり使用料は有料化を検討

している。総合条例に合わせてする必要がある。4点目はそれから既存施設の有料・無料の見直しについても10年以上も施設の見直しをしていない施設もあることから検討を進めていくことが必要である。以上の4点が18年4月に全て施行するよう検討はしている。これを全て総合条例に含めて全て解決していく手法で準備をしている。そのことから使用料の見直しについてこの時期に検討し新しい体育館館の料金の設定を行う。そのようなことで本日の審議会での今後の考え方を説明する中でご意見を頂ければと思っている。

具体的に配布資料43から46について概略説明する。(省略)

会長：

使用料の進め方・考え方を含めて説明があったが、質問があれば伺いたい。

委員：

現行使用料の1.5倍が限度か。

事務局：

理論上の適正価格は、もう少し高くなるが現行使用料の1.5倍が限度となっている。その範囲以内と考えている。

事務局

減免制度について、80%から50%の意見は提言して頂いているが当面は現行制度を続けられるよう検討している。

会長：

15年12月減免の提言をしたが16年度には改正されなかったのか。

事務局：

改正の準備をした現行のままで据え置かれた経緯はある。

会長：

全体的な試算をやっているのか。経過措置が必要である。

事務局：

試算はやっていない。激減緩和措置は検討する。

会長：

使用料の進め方・考え方については、過去の提言を踏まえ同意・承認する考え方でいる。

委員：

スポーツセンターの例で考えると5,000円が7,500円になると仮設すると減免が半額

とした場合2,500円負担が3,750円となる。今まで8割減免され1,000円の団体が3,750円となると2,750円の負担増になる。利用団体としては負担になるのではないのか。

事務局：

ランニングコスト上からも応分の負担を頂くのが適正なのかと考える。

委員：

使用していないと考えるとそう思うが、既に提言した80%が50%になっていたものとして考えていた。上げるのは仕方がないと思うが。

会長：

使用料の値上げの説明、経過措置、近隣との位置付けが必要である。そのときに各委員より意見を聞きたい。総合条例を作る理由、使用料の見直しをしなければいけない理由についての考え方については、本日の審議会では同意するということによろしいか。

委員：

出席委員は同意する。

委員：

総合体育館は3区分か。

事務局：

いままで4区分の条例改正が出来なかった。

会長：

施設条例の総合化、使用料の見直し、受益者負担等含め同意があったことを本審議会では認める。尚、具体的な実施段階には必ず審議会に意見を聞くよう要望する。

休憩

事務局：

鶴田委員が逝去されましたが、委員の任期が6月までであるが教育委員会内部で検討したところ後任については、人選を行わないと言う方向性が示されたので説明させて頂きご理解願いたい。

次回は、1月17日(月)スポーツセンター会議室を予定。後日通知予定。

議題については、指定管理者の問題、(仮称)西東京市体育館の名称の問題等になる予定である。